

**【新設】（認定株式分配の場合の適格株式分配の要件に係る従業者の範囲等）**

68の2の2-1 措置法第68条の2の2第1項の規定により読み替えて適用する法第2条第12号の15の3に規定する「政令で定める要件」に該当するかどうかの判定に当たり、措置法令第39条の34の3第1項第4号の「従業者」及び同項第5号の「主要な事業」については、基本通達1-4-4及び1-4-5の取扱いを準用する。

**【解説】**

- 1 本通達では、認定株式分配の場合の適格株式分配の要件に係る従業者の範囲及び主要な事業の判定の取扱いについて明らかにしている。  
認定株式分配とは、産業競争力強化法第23条第1項の認定に係る認定事業再編計画に従ってする同法第31条第1項に規定する特定剰余金配当をいう（措法68の2の2①）。
- 2 令和5年度の税制改正において創設された認定株式分配に係る課税の特例では、産業競争力強化法上の事業再編計画の認定を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた法人が行う現物分配（現物分配法人の完全子法人の株式が移転するものに限る。）が認定株式分配に該当する場合には、その現物分配は法人税法第2条第12号の15の2に規定する株式分配に該当することとされ、その現物分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数のその完全子法人の発行済株式の総数のうちに占める割合が20%未満となること等の一定の要件に該当するものは同条第12号の15の3に規定する適格株式分配に該当することとして、法人税法その他の法令の規定を適用することとされた（措法68の2の2①）。
- 3 本制度は、措置法第68条の2の2第1項の規定により法人税法第2条第12号の15の2及び同条第12号の15の3の規定を読み替える形で措置されているところ、認定株式分配が適格株式分配となる要件は、読み替えられた同号による委任を受けた措置法令第39条の34の3第1項に規定されている。
- 4 同項第4号では、認定株式分配に係る完全子法人の当該認定株式分配の直前の従業者のうち、おおむね90%以上が引き続きその完全子法人の業務に従事することが見込まれていることを、同項第5号では、認定株式分配に係る完全子法人の当該認定株式分配前に行う主要な事業がその完全子法人において引き続き行われることが見込まれることを、それぞれ適格要件の一部として規定している。この点、本制度の適用を受けない株式分配が法人税法上の適格株式分配に該当するための要件では、前者の従業者の継続従事に関する割合の要件は80%以上とされているところ（令4の3⑯三）、本制度はスタートアップ創出のための措置であることを踏まえ、90%以上とされたものである。このように、本制度は政策的な観点で法人税法上の適格要件と異なる部分はあるものの、基本的な法人税法上の株式分配の適格要件の考え方と前提を異にするものではない。したがって、本制度における適格株式分配の要件の判定上、「従業者」の範囲や「主要な事業」の考え方については、法人税

法上の適格株式分配についてのそれらの取扱いを明らかにした法人税基本通達 1-4-4 や 1-4-5 の取扱いに準じて取り扱うことを、本通達では明らかにしている。